

## 千葉市職員措置請求（22千監(住)第5号）に係る監査内容について

### 1 請求の概要

- (1) 請求人 市民オンブズ千葉 代表幹事 漆原 勉 村越 啓雄
- (2) 請求日 平成23年2月10日
- (3) 請求内容 森茂樹議員（以下「森議員」という。）の目的外支出額金額377,580円を千葉市（以下「市」という。）への返還を請求するよう千葉市長に勧告されたい。

### 2 監査の概要

#### (1) 監査対象事項

森議員に対し議員交付分として千葉市長が交付した平成21年度の政務調査費のうちインドネシア南スラベシへの海外視察に充てたものが、違法又は不当な公金の支出に該当するか否か。

#### (2) 監査結果

住民監査請求に基づく監査及び勧告に係る決定については、地方自治法第242条第8項において、監査委員の合議によるものと規定されている。

本件監査請求は、審議の結果、合議に至らなかったため、監査の結果を出すことはできなかった。

なお、参考までに監査委員の判断内容を以下に付記する。

#### ア 請求に理由がないとする見解（要旨）

##### (ア) 政務調査費の適否の考え方について

視察旅費については、その目的との関連性、手段選択の妥当性についての判断は、市政に関する議会活動が広範囲に亘っていること、議会活動の中でその有用性が披歴され、議会を通じて市民の評価にさらされるものであるから、その調査活動が議会の活性化に資するものとなるためにも、基本的には各会派や議員の自主性が尊重されなければならないが、市民の納得を得られることが必要である。

そして、政務調査が千葉市政に関するものである以上、海外への視察については、歴史、制度、慣習が異なるうえ、国内に比べて費用も高額であることからしても、その調査目的と市政との関連性、当該視察先にまで赴く必要性については、市民が納得し得るものであることがより強く求められる。

##### (イ) 平成21年度視察と平成20年度視察の関連性について

森議員は、市の農業の振興という観点から、ヤトロファに関する視察を行っており、平成20年度視察（以下「前回視察」という。）では、耕作放棄地の解消を目的として現地へ赴いてみたが、種の入手はできたものの、思ったような視察ができなかったことから、平成21年度視察（以下「本件視察」という。）では、その反省を踏まえ、前回視察時にできなかったことや、前回視察時にお願いをしてきた作付けや収穫の確認をするため、2年続けて視察をしたとしている。また、本件視察では、市の農業で使用されている化石燃料をヤトロファを利用したバイオ燃料に代えていくことで、環境保全に配慮した市の農業をセールスポイントとし、農業振興を進める上での旗印としたいと考えて行った視察であるとしている。

両年度の視察は、全体としてヤトロファ栽培に関する調査及び事業化のために必要なものだったのであり、前回視察のときから本件視察は予定されていたものと考えられ、このことは、森議員の市政に関する調査研究としても同様である。

##### (ウ) 本件視察の必要性について

本件視察については、前回視察で目的を達成できなかったことを補うとともに、バイオ

燃料の製品化などの調査のために行ったものであり、市政に関する調査研究活動として、その必要性がなかったとは言えない。

#### (エ) 本件政務調査費の適法性について

本件視察は、森議員が将来の市の農業に対する憂いからヤトロファの可能性にかけ、一つの象徴的な存在として真摯に取り組んでいると認められるものであり、市政に関する調査研究については、議員の自主的な考え方が尊重されるべきであり、こうした森議員の取り組みは市政に関する調査研究に当たらないと断ずることは難しい。

請求人は千葉バイオ・エネルギー協同組合（以下「千葉バイオ組合」という。）の立ち上げたビジネスに森議員が便乗同行したと主張しているが、ヤトロファの栽培の事業化については、むしろ森議員が千葉バイオ組合を支援していると言うべきである。

世界的にバイオ燃料が課題となっていた当時の状況の中で、農地を多く有する地域を選挙区とする森議員が事業としてヤトロファの生産を支援し、これを市政に関する調査研究に重ね合わせることを一概に否定することもできない。

以上のことから、本件視察については、市内でのヤトロファ栽培の実現可能性に疑問のあるところではあるが、政務調査費を充てることを違法不当と断ずることはできない。

したがって、本件視察に係る経費のうち政務調査費から支出されたものは、全て使途基準に合致するものであり、森議員に対する当該政務調査費の返還の問題は生じない。

#### イ 請求に理由があるとする見解（要旨）

##### (ア) 政務調査費の適否の考え方について

上記ア（ア）と概ね同様の見解である。

##### (イ) 本件視察及び前回視察と千葉バイオ組合の事業との関係について

前回視察及び本件視察の2回に加え、千葉バイオ組合の理事長が単独で3回訪問しており、全体の費用は約370万円に及んでいる。このうち、約66万円については政務調査費が充てられており、その余は全て森議員が負担している。

したがって、これらのことからすれば、本件視察は、森議員が千葉バイオ組合のビジネスに便乗したというよりは、千葉バイオ組合を通して、主体的に森議員が南スラベシの農家との協定によるヤトロファの栽培にかかわり、その履行確認等、事業の確認を目的とする視察とも言えるのである。

##### (ウ) 本件視察の市政との関連性及び調査研究の必要性、方法の妥当性について

市におけるヤトロファ栽培の実現のために2回も渡航する特別の必要性は認められないと言うべきであるが、本件視察は、将来的には輸入したバイオ燃料を使った農業の展開を目的とした、その前提となる活動であるともみられ、その関連性や必要性を直ちに否定することは、議員としての活動を活発にし、議会での審議能力を高めるためという政務調査費の本来の目的が達成されないことにもなりかねない。

しかしながら、詳細な視察報告書にもかかわらず、当面、森議員が関与する事業としてヤトロファの現地での栽培を試みるという事実を明確にしていない。その結果、事業を展開することと、市政との関係、方法の選択の妥当性などの説明が十分になされていない。

そもそも森議員の活動には、事業展開のための目的が含まれている以上、事業のためにも政務調査費が用いられたことになり、明確な区別ができていないのである。

したがって、本件視察に係る経費のうち政務調査費から支出されたものは、使途基準に合致しないものと評価せざるを得ず、少なくとも本件視察に同行した千葉バイオ組合の理事長に係る経費については全額返還するよう求めるほかないと考える。

※詳細は、別添の千葉市監査委員告示第4号をご覧ください。